

保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書

子どもは、ほかの何ものにも代えることのできない大切な存在である。

しかし、近年、公立・私立に関わらず保育施設において、子どもの尊い命が失われるという事態が生じている。もはや子どもの命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ない。保育施設での重大事故は、保育士をはじめとした保育所スタッフの人員不足が大きな原因であることは明らかである。

こうした中、保育施設の職員配置基準は長い間見直しがされておらず、特に4～5歳児においては保育士1人につき30人とされており、国際的に比較してもかなり低い水準のままである。また、多くの自治体で独自の配置基準を設け人員を配置していますが、その分に関わる財源は全て現場任せとなっている仕組み自体も問題である。

保育士の平均月給は全産業平均より約5万円低く（2021年度政府調査）、責任と見合わない処遇から離職や新規採用者が集まらず人員不足が一層深刻化している。子どもたちの安全を第一に、保育の質の維持・向上に努めている保育士の離職防止と人材確保に向け適切な配置基準への改善と必要な財源確保をお願いするものである。

保育士の保育施設配置基準を少なくともOECD先進国並みの配置基準に改善するとともに、必要な財源を十分に確保するよう国に対し意見書の提出を要望する。

- 1 保育施設の配置基準を引き上げ保育士の増員を図ること。
- 2 保育施設・学童保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び雇用安定を促すための支援策を講じること。
- 3 公定価格を引き上げ、保育現場で働く全ての職員の処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月29日

伊勢原市議会